

広島市告示第138号

令和7年3月24日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、広島市市営住宅等使用料収納事務委託（東部地区）において、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

- 1 指定公金事務取扱者の名称、代表者の役職名及び氏名並びに事務所の所在地
 - (1) 名称
株式会社第一ビルサービス
 - (2) 代表者の役職名及び氏名
代表取締役 坂根 紳也
 - (3) 事務所の所在地
広島市中区大手町五丁目3番12号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入
市営住宅の家賃、市営店舗の使用料及び市営住宅等附設駐車場の使用料

- 3 指定公金事務取扱者に係る地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年3月24日

- 4 指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を委託した日
令和7年3月24日